

令和3年度「阿蘇市宿泊割引キャンペーン」宿泊施設事務取扱

01. 割引の対象期間は、1月15日（土）宿泊分から3月13日（日）宿泊分までが適用されます。（1月15日（土）チェックインから3月14日（月）チェックアウトまで。領収書の日付は、3月14日以前のものが対象。）
02. 受入れ対象地域は、国の緊急事態宣言措置及びまん延防止等重点措置が発出されていない地域となります。
03. 割引率は、宿泊料金（入湯税及び消費税を含む）の半額です。ただし、その割引の上限額は5,000円（子ども料金を設定している場合は、2,500円）まで、1人1泊のみの宿泊に適用されます。子ども料金を設定していない場合は、小学生以下であっても大人料金での割引（上限5,000円）となります。ただし、子ども料金を設定していない場合において子どもに何らかの割引を適用した場合は上限2,500円の割引額を適用します。
連泊される宿泊者の場合は、初日だけの適用となります。チェックアウトされた宿泊者が当日も同じ施設に宿泊される場合は連泊扱いとしますので対象外です。
04. 宿泊施設への補助金の上限額は、交付要綱第5条（別表第2）のとおりです。
05. 補助金の交付を希望する宿泊施設は、交付要綱第6条に記載の交付申請書（様式第1号）と関係書類を添えて阿蘇市役所観光課に提出してください。随時受付可能ですが、最終受付は1月31日（月）とします。
06. 交付申請書（様式第1号）に記載する申請額は、交付要綱第5条（別表第2）以内の額をご記入ください。
07. 交付申請書（様式第1号）に不備がなければ、阿蘇市から交付要綱第7条に記載の交付決定通知書（様式第2号）を通知します。この通知を受けた日から予約を開始できます。それ以前に予約された客については、割引の対象となりません。
08. 予約受付の方法は、各自の責において取り扱いをお願いします。電話による予約やインターネットによる予約などあると思いますが、各自、より良い体制を整えてください。また、各施設のホームページへの掲載、広告などの営業活動も積極的にお願います。なお、本事業を利用するための条件として、下記の09.10.の記載が必要となります。宿泊者等から問い合わせ等があった場合の周知をお願いします。
09. チェックイン時に「阿蘇市宿泊割引キャンペーン申込書」を宿泊者に記入してもら

います。申込書には、身分証明のチェック欄を設けていますので、免許証や保険証、その他の書類をもって確認をお願いします。なお、申込書用紙の増刷（コピー）は、宿泊施設のご負担による協力をお願いします。

10. 今回のキャンペーンは、モニター調査事業としても位置付けています。チェックイン時にアンケート用紙をお渡し、チェックアウト時に回収をお願いします。なお、アンケート用紙の増刷も、宿泊施設のご負担による協力をお願いします。
11. 宿泊者への割引の方法は、精算時に半額に割引したことを明示した領収書を発行し宿泊者に伝わるようにしてください。なお、領収書の写しは、補助金請求時の証拠書類として実績報告の際に阿蘇市役所観光課に提出していただくことになります。（返却できませんのでコピーを提出してください）
12. 交付要綱第9条に記載の実績報告書（様式第5号）については、**3月23日（水）**までにキャンペーン申込書、アンケート用紙、領収書等の写しを添えて、阿蘇市役所観光課に提出してください。不備がなければ、阿蘇市から交付要綱第10条に記載の交付確定通知書（様式第6号）を通知します。なお、今回のキャンペーンは、交付決定額の2分の1を超えない範囲で1回に限り概算払いが可能です。概算交付請求書（様式第8号）により交付請求ができます。
13. 交付確定通知後に交付要綱第11条に記載の補助金請求書（様式第7号）により補助金の請求行為ができます。請求行為から7日間から14日間後に、指定口座に補助金が振り込まれます。手続きに少し時間が掛かりますので、ご了承ください。
14. 期間中であっても上限額に達したら、その宿泊施設におけるキャンペーンは終了となりますので、各自にて割引残高の管理をお願いします。終了した場合には、阿蘇市のホームページでも終了の告知をします。速やかに阿蘇市役所観光課までお知らせください。
15. 今回のキャンペーンに便乗した極端な値上げなどはお控えください。悪質と判断されるような不正行為等が発覚した場合には、交付要綱第12条に記載のとおり交付決定を取り消す場合があります。
16. また、補助金を不正に受給していたことが発覚した場合には、交付要綱第12条に記載のとおり補助金返還を求めますので、虚偽の報告などはおやめください。
17. 今回のキャンペーンへの参加は、新型コロナウイルス感染症への防止対策を施していることが条件です。全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟が連名で策定している「宿泊施設における新型コロナウイルス

ス対応ガイドライン」などを遵守してください。

18. ご不明な点などありましたら、下記までお気軽にご連絡ください。

＜問い合わせ先＞

阿蘇市役所 経済部 観光課 観光振興係（担当：兒玉）

TEL：0967-22-3174 / FAX：0967-22-4566

交付要綱第5条（別表第2）

補助対象者への補助金の上限額

宿泊施設の収容定員	補助金の上限額
15人未満	100,000円
15人以上30人未満	150,000円
30人以上150人未満	300,000円
150人以上250人未満	450,000円
250人以上400人未満	600,000円
400人以上600人未満	750,000円
600人以上	900,000円

※旅館業法許可証等に記載の収容定員